

- ◆ 平成28年8月に発生した台風第10号により、**岩手県内広域に甚大な被害**が発生。
- ◆ 盛岡財務事務所では、財務局及び被害地域の関係機関等と連携を図り、被災地及び被災者支援等の各種取組を迅速に行った。
- ◆ 今後も災害発生時には、①**迅速な災害状況の把握**、②**財務局や財務省への的確な情報伝達**、③**関係機関との情報共有**を図り、縦横の連携を強化。
⇒ **最善の災害対応**が出来る体制をとる。

1. 成果事例の概要等

○ 平成28年8月に発生した台風第10号は、東北地方太平洋側に初めて上陸した台風となり、岩手県内の広域で公共土木、農林水産関連を中心に甚大な被害がもたらされた。

被災した市町村の中には、東日本大震災の被害を上回るどころもみられた。(岩泉町など)

※同県内の被害状況
・人的被害
死者 21名、行方不明者 2名
・住家被害
全壊～床下浸水 4,272戸
(消防庁HPより(29年2月21日現在))

○ 災害対応の概要

【財政・主計関係】

- 被災直後、盛岡財務事務所長を中心に**被災地域を訪問**、被害状況を把握
 - ・被災した地方公共団体の首長等との面談を通じて**国、財務局等に対する要望等を聴取**。
 - ⇒ 内容については、**東北財務局、財務省に伝達し、復旧等への支援に貢献**。
- 災害復旧のため、当局主計部門による災害査定立会の迅速な対応を行い、現地に即応した適正な復旧方法と国の負担する復旧事業費を早期に決定。

【金融関係】

- **金融上の措置の要請**(28年8月31日付)
 - ・関係金融機関に対し、**被災者へのきめ細かく弾力的かつ迅速な対応を要請**。
- 被災者向けの金融相談窓口の開設や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(以下「自然災害GL」)の周知活動を実施。

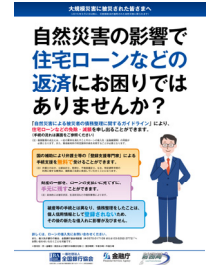


【管財関係】

- 同県内に所在する使用可能な国有財産(未利用国有地、国家公務員宿舎)の情報を同県及び岩泉町などへ提供。

2. これまでの取組の成果等

- 岩泉町の基幹産業である乳製品工場等(財政融資資金を活用)が壊滅的な被害
⇒ 盛岡財務事務所が財務局・財務省とのパイプ役となり、工場再建等に向けた迅速な事務手続・処理に貢献。
- 被災した市町村へ地方短期資金(災害つなぎ資金)融資を案内。
- **自然災害GLの周知活動の継続**
 - ・地方公共団体への自然災害GLチラシ備置き、金融相談窓口を含めた広報誌掲載などの取組を展開。
 - ・復旧状況と歩調を合わせて企画した出前講座や、地方公共団体主催の被災者向け相談会も活用。
- **国有財産の貸付料の減免措置** (21件)
 - ・迅速に現地確認を行い被災状況を把握することにより、ライフライン被害や床上浸水以上の被害を受け使用不能になった貸付財産について、貸付料の減免措置を講じた。



(自然災害GLチラシ)

甚大な災害発生に対し、財務事務所、財務局等が連携のうえ、各種取組を実施し、速やかな被災者支援、被災地の復旧に尽力している。

3. 今後の課題と盛岡財務事務所の対応

- 《今後の課題》
 - 被災者の方の生活再建や被災地の産業の再生等、今後本格化する復興にはまだ多くの時間を要することが予想され、また、多額の復旧・復興費用が必要となることが見込まれている。
- 《盛岡財務事務所の今後の対応》
 - 引き続き災害復旧及び復興に向けて、**関係機関との連携**を図りながら、必要な施策を講じ、被災者支援を行っていく。

今回の経験を踏まえ、今後も災害発生時には、**迅速に災害状況を把握**し、財務局や財務省への**的確な情報伝達**を行える体制を強化していく。